

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ者	ガッコウホウジン ショウケイガクエン 学校法人 尚綱学園								
フリガナ大学の名称	ショウケイダイガク 尚綱大学								
大学の位置	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号								
大学の目的	尚綱大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	定員未充足の状態にある現代文化学部文化コミュニケーション学科の入学定員を令和8年度から現状の75人から65人に減じ、教育の質の確保と円滑な学部運営を図るもの。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	現代文化学部 文化コミュニケーション学科 計	4年	65人 (75)	若干人 若干人	260人 (300)	学士（文学）	文学関係	令和8年4月 第1年次	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	現代文化学部文化コミュニケーション学科		7人 (6)	6人 (7)	1人 (1)	3人 (3)	17人 (17)	0人 (0)	0人 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		7 (6)	6 (7)	1 (1)	3 (3)	17 (17)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		7 (6)	6 (7)	1 (1)	3 (3)	17 (17)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）		7 (6)	6 (7)	1 (1)	3 (3)	17 (17)		
設			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	小計（a～b）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計（a～d）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
分	計		7 (6)	6 (7)	1 (1)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	0 (0)

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数6人

既	生活科学部栄養学科	9 (7)	2 (4)	3 (3)	2 (2)	16 (16)	4 (4)	0 (0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の概8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (7)	2 (4)	3 (3)	2 (2)	16 (16)	4 (4)	0 (0)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	9 (7)	2 (4)	3 (3)	2 (2)	16 (16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	9 (7)	2 (4)	3 (3)	2 (2)	16 (16)			
設	子ども教育学部子ども教育学科	5 (4)	6 (7)	4 (4)	0 (0)	15 (15)			0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (4)	6 (7)	4 (4)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	5 (4)	6 (7)	4 (4)	0 (0)	15 (15)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	5 (4)	6 (7)	4 (4)	0 (0)	15 (15)			
分	計	14 (11)	8 (11)	7 (7)	2 (2)	31 (31)			4 (4)
合 計		21 (17)	14 (18)	8 (8)	5 (5)	48 (48)	4 (4)	0 (0)	
職 種		専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員	56 (56) 人			0 (0) 人			56 (56) 人		
技 術 職 員	0 (0)			0 (0)			0 (0)		
図 書 館 職 員	3 (3)			0 (0)			3 (3)		
そ の 他 の 職 員	2 (2)			0 (0)			2 (2)		
指 導 補 助 者	0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計		61 (61)			0 (0)			0 (0)	
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地	95,579.23㎡	0㎡	43,806.91㎡			139,386.14㎡		
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡			0㎡		
合 計		95,579.23㎡	0㎡	43,806.91㎡			139,386.14㎡		

校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計					
	39,439.11㎡ (39,439.11㎡)	0㎡ (0㎡)	18,080.19㎡ (18,080.19㎡)	57,525.30㎡ (57,525.30㎡)					
教室・教員研究室	教室	室	教員研究室	室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		冊	冊	種	種				
		()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂	厚生補導施設					
	㎡		㎡	㎡					
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		100千円	100千円	100千円	100千円			
	共同研究費等		0	0	0	0			
	図書購入費		2,400千円	2,400千円	2,400千円	2,400千円			
	設備購入費		41,000千円	41,000千円	41,000千円	41,000千円			
	学生1人当り 納付金		第1年次 1,110千円	第2年次 890千円	第3年次 890千円	第4年次 890千円	第5年次 千円	第6年次 千円	
学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既設大学の状況	大学等の名称	尚綱大学							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充足率	開設 年度	所在地
	現代文化学部	4年	75人	若干人	300人	学士 (文学)	0.57倍	昭和50年 度	熊本県熊本市中央区九 品寺2-6-78
	生活科学学部	4年	70人	10人	300人	学士 (栄養学)	0.90倍	平成18年 度	熊本県熊本市中央区九 品寺2-6-78
こども教育学部	4年	70人	5人	215人	学士 (教育学)	0.48倍	令和5年 度	熊本県菊池郡菊陽町武 蔵ヶ丘北2-8-1	
附属施設の概要	名称：尚綱大学附属こども園 目的：幼保連携型認定こども園の運営 所在地：熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2-8-1 設置年月：平成28年4月 規模：土地 23,917.11 ㎡、建物 2,681.70 ㎡								
既設大学の状況	大学等の名称	尚綱大学短期大学部							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充足率	開設 年度	所在地
	総合生活学科	2年	65人	—	130人	短期大学士 (生活学)	0.50倍	昭和27年 度	熊本県熊本市中央区九 品寺2-6-78
	食物栄養学科	2年	80人	—	160人	短期大学士 (食物栄養学)	0.64倍	昭和42年 度	熊本県熊本市中央区九 品寺2-6-78
幼児教育学科	2年	100人	—	200人	短期大学士 (幼児教育学)	0.66倍	昭和43年 度	熊本県菊池郡菊陽町武 蔵ヶ丘北2-8-1	
附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

補足資料（学校法人尚綱学園 設置認可等に関わる組織の移行表）

令和7年度

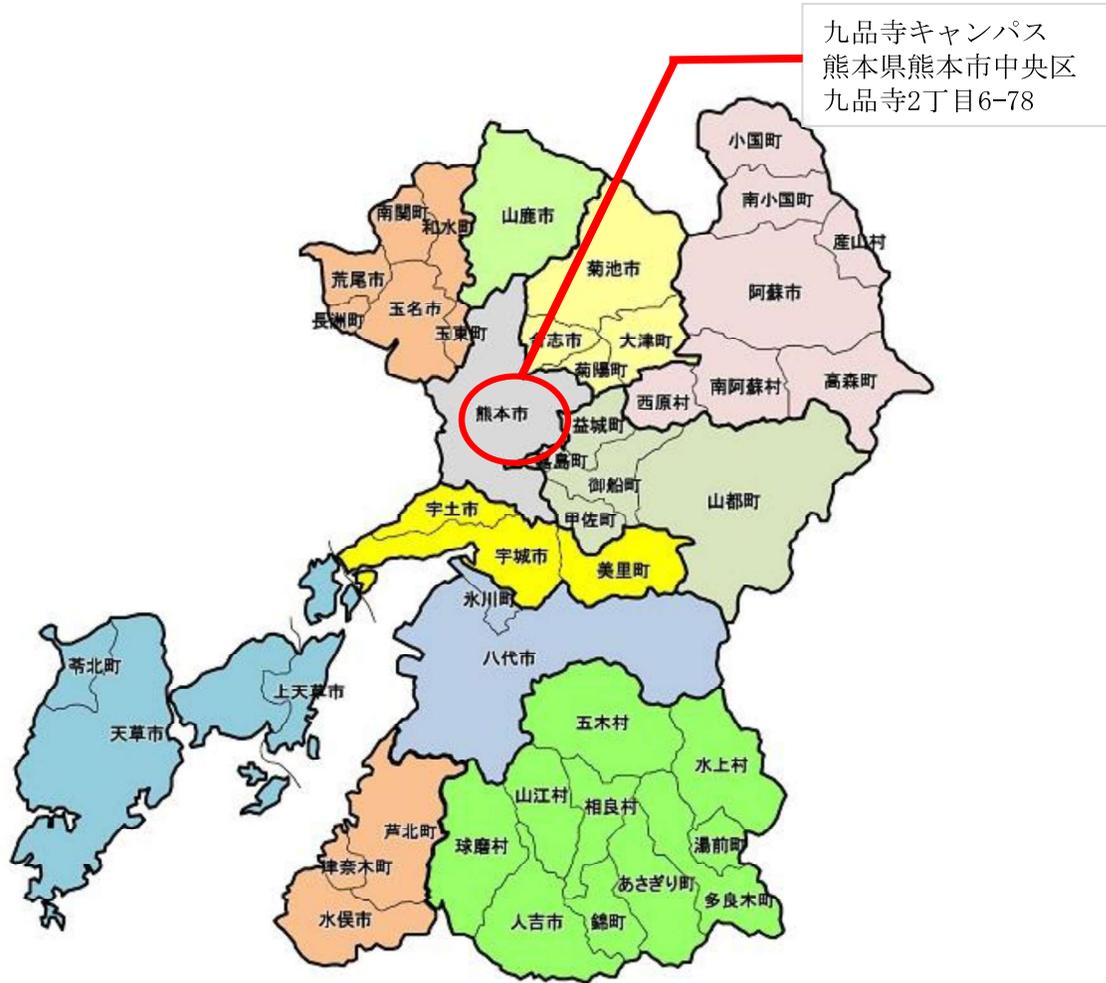
令和8年度

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
尚綱大学			
現代文化学部			
文化コミュニケーション学科	75		300
生活科学部			
栄養科学科	70	3年次 10	300
こども教育学部			
こども教育学科	70	3年次 5	290
計	215		890
尚綱大学短期大学部			
総合生活学科	65	—	130
食物栄養学科	80	—	160
幼児教育学科	100	—	200
計	245		490

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
尚綱大学				
現代文化学部				
文化コミュニケーション学科	65		260	定員変更(△40)
生活科学部				
栄養科学科	70	3年次 10	300	
こども教育学部				
こども教育学科	70	3年次 5	290	令和5年度学部設置
計	205		850	
尚綱大学短期大学部				
総合生活学科	—	—	65	令和8年度から募集停止
食物栄養学科	80	—	160	
幼児教育学科	100	—	200	
計	180		425	

校地校舎等の図面

熊本県内における位置関係を示す図面



尚綱大学九品寺キャンパス
(熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6-78)

最寄り駅からの距離や交通機関を示す図面

1) 熊本駅からバスを利用する場合



1) 熊本駅から尚綱校前バス停までバスを利用 (15分)

2) 尚綱校前バス停から尚綱大学九品寺キャンパスまで徒歩 1分

熊本駅から尚綱大学九品寺キャンパスまでの直線距離：2.79km

2) 熊本市電を利用する場合



九品寺交差点駅から尚綱大学九品寺キャンパスまで徒歩 4分

九品寺交差点から尚綱大学九品寺キャンパスまでの直線距離：270m

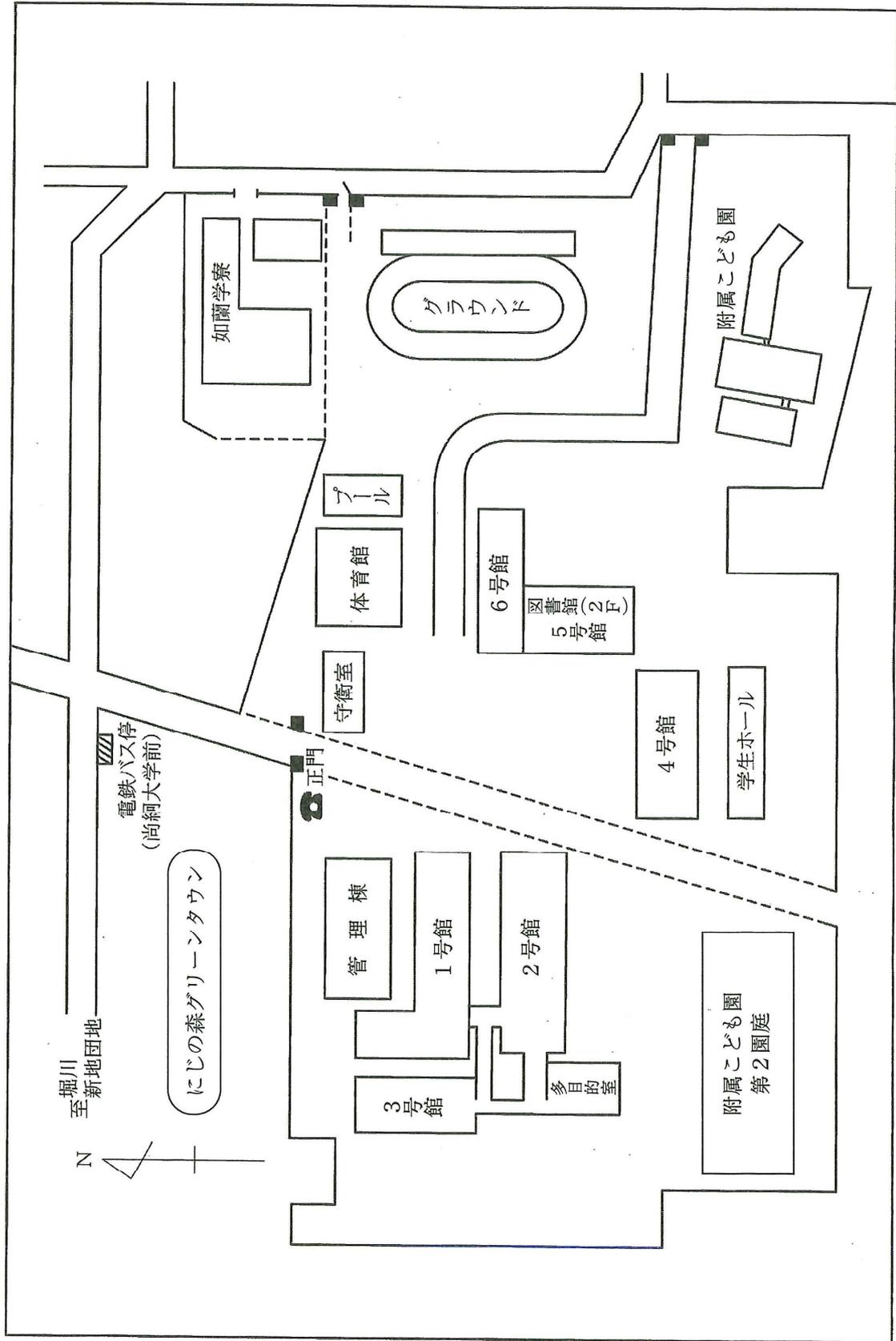
3) バスを利用する場合



尚綱校前バス停から尚綱大学九品寺キャンパスまで徒歩2分

尚綱校前バス停から尚綱大学九品寺キャンパスまでの直線距離：110m

武蔵ヶ丘キャンパス (校舎配置図)



図面-4

尚綱大学学則

- (1) 学則案の全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の自由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

(1) 学則案の全文

尚綱大学学則（案）

第1章 総 則

（使命・目的）

第1条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

（学部及び学科）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代文化学部 文化コミュニケーション学科
生活科学部 栄養科学科
こども教育学部 こども教育学科

（収容定員）

第3条 本学の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	<u>65人</u>		<u>260人</u>
生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人
こども教育学部	こども教育学科	70人	5人	290人
	計	<u>205人</u>	15人	<u>850人</u>

（学部の目的）

第4条 現代文化学部は、建学の精神及び教育理念に則り、高度なコミュニケーション能力を基礎に、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会及び多様な表現文化について、広い視野から調査・分析する能力を修得し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる女性を育成することを目的とする。

2 生活科学部は、建学の精神及び教育理念に則り、人間の健康と食のあり方を広い視野から深く教育研究することにより、食・栄養に関する先進的な専門知識と実践技術を身につけ、自律性・対話力・考察力を兼ね備えた専門職業人として、栄養教育、栄養管理、食育等を通して、広く社会に貢献できる女性を育成することを目的とする。

3 こども教育学部は、建学の精神及び教育理念に則り、子どもの内面を理解し適切な指導を行う力、家庭や地域社会と協働し、連携を図りながら教育を実践する力、特別な教育的配慮を要する子どもに対応する力を身につけ、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼児教育・保育者を養成することを目的とする。

（学長権限）

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限及び在学期間）

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学期間は8年を超えることはできない。ただし、編入学、転入学、再入学及び転学部した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

（修業年限の通算）

第6条 第67条に定める本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、本学が認める期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、教授会の議を経て、前期の終期、又は後期の始期について変更することができる。

(休業日)

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 尚絅学園創立記念日 5月1日

(4) 春季休業 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 休業中にかかわらず、見学、実習又は聴講させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の議を経て休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第10条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第11条 現代文化学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目、司書に関する科目により編成する。

2 生活科学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

3 こども教育学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

4 教育課程の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

6 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

7 第5項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 現代文化学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第1、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第2のとおりとする。

- 2 生活科学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第3、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第4のとおりとする。
- 3 こども教育学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第5、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第6のとおりとする。
- 4 教職に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第7のとおりとする。
- 5 司書に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第8のとおりとする。
- 6 (削除)
- 7 保育士に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第10のとおりとする。
- 8 履修方法に関する規程は、別に定める。
(他の学部における授業科目の履修等)

第12条の2 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所属の学部長を経て、当該学部長の承認を得なければならない。
- 3 前2項の規程により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所属の学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
(副専攻プログラム)

第12条の3 本学の教育上の目的を達成するために、授業科目を体系的に編成することで特定の領域の専門知識・技能の習得を目指す副専攻プログラムを開設し、その学習成果を認定することができる。

- 2 副専攻プログラムに関する規程は、別に定める。
(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
(履修科目の登録の上限)

第15条 学部は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
(履修科目の登録)

第16条 学生は、当該年度において履修する授業科目を学期の始めに登録しなければならない。

- 2 学生は、前項において登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。
(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第17条 第11条第6項及び第7項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

- 2 第18条から第20条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。
(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の取扱い等）

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

（本学以外の学修における認定単位数の上限）

第21条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

2 前3条の規定による単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（長期にわたる教育課程の履修）

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。

（留学）

第23条 外国の大学等で学修することを志願する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、グローバル化推進委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学の期間は、第5条第1項の修業年限に含まれるものとする。

4 第18条の規定は、留学の場合に準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

5 留学に関する規程は、別に定める。

第4章 試験、単位の認定、卒業、学士の学位、免許状及び資格

(試験及び単位の認定)

第24条 授業科目を履修した者については、学力試験及び受講状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

3 前項の評語に係る成績は、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点以上100点まで
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

(試験の方法)

第25条 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文などの方法による。

(出席停止者に対する試験)

第25条の2 学校保健安全法に基づく感染症による出席停止により定期試験を受験できなかった者に対しては試験を行う。

(追試験)

第26条 やむを得ない事由により試験に欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

(再試験)

第27条 所定の単位を修得できない者に対しては、再試験を行うことがある。

(試験に関する規程)

第27条の2 試験に関する規程は別に定める。

(卒業の認定)

第28条 本学に4年以上在学し、かつ第12条第1項、第2項又は第3項の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業できない者の取扱いについては、別に定める。

3 学長は、前2項の規定により卒業を認定した者に卒業証書・学位記を授与する。

(早期卒業)

第29条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長は、卒業を認定することができる。

(学士の学位)

第30条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第31条 教育職員の免許状を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	免許状の種類
生活科学部	栄養教諭一種免許状
こども教育学部	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状＊ ＊知的障害者、肢体不自由者及び病弱者

3 教育職員免許状の取得に関する履修方法は、別に定める。

(司書資格)

第32条 司書の資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、図書館法及び図書館法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 司書資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

(削除)

第33条 (削除)

(栄養士免許)

第34条 栄養士の免許を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、栄養士法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 栄養士免許の取得に関する履修方法は、別に定める。

(保育士資格)

第34条の2 保育士資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第5章 入学、転学部、欠席届、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学時期)

第35条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第36条 本学に入学することのできる者は、女子で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第37条 入学志願者は、所定の出願書類に所定の入学検定料を添え、所定の期日までに願出しなければならない。

2 既に提出した出願書類及び納付した検定料は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

(選考方法)

第38条 入学志願者に対しては選考を行う。その方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第39条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第40条 合格者が、指定の期日までに所定の入学金を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第41条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学誓書、保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなく、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第42条 大学の卒業生、短期大学の卒業生、高等専門学校卒業生、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は大学第2年次を修了した者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、編入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(第3年次編入学)

第43条 生活科学部及びこども教育学部第3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、第3年次に編入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

3 第3年次編入学に関する規程は、別に定める。

(転入学)

第44条 他の大学の学生で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、転入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(再入学)

第45条 本学を願いにより退学した者で、退学後、再入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、再入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(適用規定)

第46条 第35条及び第37条から第41条までの規定は、第42条から第45条により入学する者にも適用する。

(転学部)

第47条 転学部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学部長は、転学部を許可することがある。

2 前項により転学部を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(欠席届)

第48条 学生が事故若しくは疾病により欠席するときは、所定の様式により、届け出なければならない。ただし、欠席が1週間以上にわたるときは、保証人の連署をもって届け出なければならない。この場合、疾病が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(願いによる退学及び転学)

第49条 退学しようとする者及び他の大学に転学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 学生が死亡した場合は、保証人がその事実を証明する書面を添え、学長に届け出なければならない。

(休学及び復学)

第50条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、所

定の様式により、保証人の連署をもって、休学時の納付金を添えて学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 疾病のため療養が必要であり、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は、休学を命ずることができる。
- 4 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある者には更に1年以内の休学を許可することがあるが、通算3年以内を限度とする。
- 5 復学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学した者が復学しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。
- 6 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第50条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく3か月以上欠席した者
- (2) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 前条第4項に規定する休学の期間を超えて修学できない者
- (4) 行方不明の届出のあった者
- (5) 正当な理由がなく授業料及びその他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者で、納付期限を4か月経過した者

第6章 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金

(入学検定料等の額)

第51条 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金の額は、別表第11のその1からその5のとおりとする。

(授業料及びその他の納付金の徴収方法)

第52条 学生は、授業料及びその他の納付金を所定の時期までに納付しなければならない。

- 2 授業料及びその他の納付金の徴収方法に関する規程は、別に定める。

(削除)

第53条 (削除)

(納付義務)

第54条 授業料及びその他の納付金は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間はこれを納めなければならない。

(既納の授業料及びその他の納付金の扱い)

第55条 納付した授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに者に対しては、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 入学手続を終えた者で、3月31日までに文書により入学辞退を申し出た者 当該授業料及びその他の納付金相当額
- (2) 前期中に後期に係る授業料及びその他の納付金を併せて納付した者で、9月までに退学又は休学を許可された者 後期分授業料及びその他の納付金相当額

(授業料の免除)

第55条の2 休学を許可された者に対しては、休学期間中の授業料及びその他の納付金を免除することがある。

2 修学態度が標準に達していると認められ、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、尚綱大学・尚綱大学短期大学部授業料免除規程により、授業料を免除することがある。

第7章 職員組織等

(学長、教授その他の職員)

第56条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学長補佐は、学長の職務を助ける。

6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

12 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学長の選考等)

第57条 学長の選考及び解任については、別に定める。

(学長の代行)

第57条の2 学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、学長の職務を代行する者(学長代行)を置くことができる。

2 学長の代行に関する規程は、別に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

第58条 本学に名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

2 名誉学長及び名誉教授の選考については、別に定める。

(特任教員)

第58条の2 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員の選考については、別に定める。

(客員教授)

第58条の3 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授の選考については、別に定める。

(評議会)

第59条 本学及び尚綱大学短期大学部の運営上の重要事項を審議するため、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

(削除)

第60条 (削除)

(教授会)

第61条 本学の学部教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会及び部会)

第62条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。

2 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

第8章 センター組織

(センター)

第63条 本学に、次のセンターを置く。

- (1) 入試センター
- (2) 尚綱子育て研究センター
- (3) 尚綱食育研究センター
- (4) 尚綱地域連携推進センター
- (5) 尚綱ボランティア支援センター
- (6) 就職・進路支援センター
- (7) 学修支援センター
- (8) グローバル化推進センター

2 前項各号のセンターに関する規程は、別に定める。

第9章 附属施設

(図書館)

第64条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(幼保連携型こども園尚綱大学附属こども園)

第64条の2 本学に、幼保連携型認定こども園尚綱大学附属こども園を置く。

2 幼保連携型認定こども園尚綱大学附属こども園に関する規程は、別に定める。

(学寮)

第65条 本学に、学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

(保健室)

第66条 本学に、教職員、学生の保健、医療のため保健室を設ける。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

第67条 本学における授業科目について、履修を願い出る者がいるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 履修を許可された者は、履修料を前納しなければならない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第24条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第68条 本学における授業科目について、聴講を願い出る者がいるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 聴講を許可された者は、聴講料を前納しなければならない。
- 3 聴講生に関する規程は、別に定める。

(出願及び入学手続等)

第69条 科目等履修生及び聴講生に係る出願及び入学手続等については、第35条から第37条及び第39条から第41条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第70条 本学における授業科目について、他の大学又は短期大学との協議に基づき、履修を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

- 2 特別聴講学生に対する単位の授与については、第24条の規定を準用する。
- 3 特別聴講学生に定める規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第70条の2 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第71条 公開講座は、適当な時期に開き、一般市民の文化向上並びに学生の研究に資する。

第11章 賞 罰

(表彰)

第72条 学長は、操行、学業ともに優秀で、他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第73条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業成績不良で就学の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な事由がなく出席が正常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があった者
- 4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。
- 5 第2項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己点検・評価等)

第74条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の自己点検・評価及び外部評価の実施について、必要な事項は別に定める。

第13章 雑 則

(雑則)

第75条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第2条、第3条、第4条、第11条、第12条、第31条、第33条及び第51条は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 文化言語学部文化言語学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍する者が存在しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第3及び別表第5については、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第8その3の規定は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第12条の3、別表第1及び別表第2の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第2条、第3条、第4条、第11条、第12条、第17条、第28条、第31条、第34条の2、第43条及び第51条は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前に例による。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条は、令和8年度入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1 (第12条第1項関係)

現代文化学部 教養教育科目

領域		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
全学共通 開講科目		熊本学		1	
		日本伝統文化入門		1	
		数理・データサイエンス・AI入門	1		
学部学科開講科目	教養基礎	初年次教育	基礎セミナー	1	
		力運日 養用本 成能語	日本語表現Ⅰ	2	
			日本語表現Ⅱ	2	
		キャリア形成	キャリア形成入門	1	
			キャリアデザインⅠ	1	
			キャリアデザインⅡ	1	
			プレ・インターンシップ		1
			インターンシップ		1
	人間と文化	文化理解	日本伝統文化Ⅰ	1	
			日本伝統文化Ⅱ		1
			アジアの文化と歴史		2
			異文化理解		2
			生涯学習概論		2
			図書館概論		2
			児童サービス論		2
	社会と人間	社会理解	政治と社会	2	
			経済と社会	2	
			地域と観光		2
			法と社会	2	
			女性と社会	2	
			日本国憲法		2
			人権論		2
			心理学		2
		調査基礎	ITCリテラシーⅠ	1	
			ITCリテラシーⅡ	1	
			プログラミング入門	1	
			プログラミングとデータ分析入門		1
			課題探求プロジェクト入門	1	
情報サービス論				2	
くらしの統計学			1		
統計学		1			

領域		授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
学部学科開講科目	多文化コミュニケーション	英語	英語ⅠA	1		
			英語ⅠB	1		
			英語ⅠC		1	
			英語ⅡA	1		
			英語ⅡB	1		
			英語ⅡC		1	
		中国語	初級中国語Ⅰ		1	
			初級中国語Ⅱ		1	
			初級中国語Ⅲ		1	
			初級中国語Ⅳ		1	
			中国語コミュニケーションⅠ		1	
			中国語コミュニケーションⅡ		1	
			応用中国語Ⅰ		1	
			応用中国語Ⅱ		1	
		韓国語	初級韓国語Ⅰ		1	
			初級韓国語Ⅱ		1	
			初級韓国語Ⅲ		1	
			初級韓国語Ⅳ		1	
			韓国語コミュニケーションⅠ		1	
			韓国語コミュニケーションⅡ		1	
			応用韓国語Ⅰ		1	
			応用韓国語Ⅱ		1	
		海外語学研修	海外語学研修（英語Ⅰ）		2	
			海外語学研修（英語Ⅱ）		2	
			海外語学研修（中国語Ⅰ）		2	
			海外語学研修（中国語Ⅱ）		2	
			海外語学研修（韓国語Ⅰ）		2	
			海外語学研修（韓国語Ⅱ）		2	
		自然と人間	自然科学	生成AI入門		1
			生命と身体	美容と健康		2
	留学生科目	初級総合日本語Ⅰ		1		
		初級総合日本語Ⅱ		1		
		中上級総合日本語Ⅰ		1		
		中上級総合日本語Ⅱ		1		
		聴解・会話Ⅰ		1		
		聴解・会話Ⅱ		1		

別表第2 (第12条第1項関係)

現代文化学部 専門教育科目

	領域		授 業 科 目	単位数		備考
				必修	選択	
学部学科開講科目	共通実践科目	社会調査	社会学概論		2	
			マーケティング論		2	
			社会調査法		2	
			質的調査法		2	
			課題探求プロジェクト演習		2	
			社会調査法実習Ⅰ		2	
			社会調査法実習Ⅱ		2	
		地域連携	人間関係論		2	
			地域デザイン論		2	
			地域コミュニティ創造論演習		2	
			多文化共生		2	
			コンテンツ制作演習		2	
			イベント企画演習		2	
			日本語教育	日本語学概論		
	日本語教育入門			2		
	心理言語学			2		
	ことばと社会			2		
	音声言語			2		
	日本語教育文法			2		
	日本語教授法			2		
	日本語教育実習		2			
	コンテンツ文化	コンテンツ基礎	国際日本学		2	
			コンテンツ文化論入門		2	
		コンテンツ分析	映像表現論		2	
			メディア表現論		2	
			ジェンダー表象論		2	
			ポピュラー音楽論		2	
			マンガ表現論Ⅰ		2	
			マンガ表現論Ⅱ		2	
			映画・アニメーション研究Ⅰ		2	
			映画・アニメーション研究Ⅱ		2	
			アジアの社会と文化Ⅰ		2	
アジアの社会と文化Ⅱ		2				

	領域	授 業 科 目	単位数		備考	
			必修	選択		
学部学科開講科目	コンテンツ文化	コンテンツ制作	テキストマイニング		2	
			SNSデータ分析		2	
			広告文化論		2	
			データ・ビジュアライゼーション		2	
			コンテンツと法		2	
			コンテンツ・マネジメント論		2	
			Webデザイン基礎		2	
			Webデザイン (フロントエンド)		2	
			Webデザイン (DBとの連携)		2	
			動画制作演習		2	
		拡大するコンテンツ	コンテンツ・ツーリズム		2	
			AIとコンテンツ		2	
			デジタル・メディアの物語分析		2	
	文芸文化	学・日本 基文化 礎	日本文学		2	
			文芸文化論入門		2	
		日本文学論	文芸文化概論		2	
			日本文学史		2	
			表現文化概論		2	
			物語生成論		2	
			キャラクター生成論		2	
			古典文学講義 I		2	
			古典文学講義 II		2	
			日本近現代文学講義 I		2	
			日本近現代文学講義 II		2	
			比較文学	中国文学概論		
		比較文学論演習 I			2	
		比較文学論演習 II			2	
		表現文化	書道		2	
			表現ワークショップ I		2	
			表現ワークショップ II		2	
		日本文化論	声の文化論演習 I		2	
			声の文化論演習 II		2	
			日本文化文学論		2	
			文芸文化特論		2	
		デジタル 人文学	メディアと文学		2	
			デジタル人文学 I		2	
			デジタル人文学 II		2	
		歴語日 史と本	日本語史		2	
		演習・卒論	表現コミュニケーション演習 I	2		
			表現コミュニケーション演習 II	2		
	卒業研究 I		2			
	卒業研究 II		4			

別表第3 (第12条第2項関係)

生活科学部栄養科学科 教養教育科目

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
全学共通 開講科目	熊本学		1	・ 選択必修 2科目2単位以上修得すること ・ 必修科目及び選択必修科目 (2単位)を含め、24単位 以上を修得すること ・ 選択必修 1科目2単位以上修得すること	
	日本伝統文化入門		1		
	数理・データサイエンス・AI入門		1		
学部学科開講科目	教養基礎	基礎セミナー	1		
		基礎数学			2
		日本語表現			2
		情報基礎			1
		文書処理入門			1
		表計算入門			1
		プレゼンテーション入門			1
	多文化コミュニケーション／外国語	英語ⅠA(基礎1)	1		
		英語ⅠB(基礎2)	1		
		英語ⅡA(応用1)			1
		英語ⅡB(応用2)			1
		英語ⅡC(実用コミュニケーション)			1
		中国語Ⅰ(会話1)			1
		中国語Ⅱ(会話2)			1
		韓国語Ⅰ(会話1)			1
		韓国語Ⅱ(会話2)			1
		海外語学研修(英語)			2
		海外語学研修(中国語)			2
		海外語学研修(韓国語)			2
学部学科開講科目	人間と文化	心理学			2
		生涯発達心理学			2
		臨床心理学			2
		倫理学			2
		文学研究概論			2
	社会と人間	女性と社会			2
		人権論			2
		生涯学習概論			2
		グローバル・スタディ概論			2
		日本国憲法	2		
		社会学			2
		経済学			2
	自然と生命	化学入門			2
		健康の科学			2
		環境の科学			2
体育Ⅰ(実技1)		1			
体育Ⅱ(実技2)		1			

別表第4 (第12条第2項関係)

生活科学部栄養科学科 専門教育科目

		授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
専 門 基 礎 分 野	社会・健康・環境と	公衆衛生学	2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門基礎分野から選択必修科目(2単位)を含め、42単位以上修得すること。 ・ *を附した科目(選択必修科目)から1科目2単位以上修得すること。 	
		社会福祉概論	2			
		健康管理概論	2			
		衛生学実習(微生物学実習を含む)	1			
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ(人体の構造と機能)	2			
		解剖生理学Ⅱ(疾病の成り立ち)	2			
		解剖生理学実習Ⅰ	1			
		解剖生理学実習Ⅱ	1			
		生化学Ⅰ(概論)	2			
		生化学Ⅱ(各論)	2			
		生化学実験	1			
		病理学	2			
		微生物学	2			
		基礎免疫学		2		
	臨床医学概論		2	*		
	食 べ 物 と 健 康	食品学Ⅰ(概論)	2			
		食品学Ⅱ(食品加工学を含む)	2			
		食品加工学		2		*
		食品学実験	1			
		食品加工学実習	1			
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実習	1			
		食品微生物学		2		
		調理学	2			
		調理学実習Ⅰ(基礎調理)	1			
		調理学実習Ⅱ(応用調理)	1			
		調理学実習Ⅲ(給食調理)	1			
食品機能論			2			
その他関連科目	食料経済		2			
	基礎生物学	2				
	基礎化学	2				
	生命有機化学		2	*		
	数理統計概論		2			
専 門 分 野	栄養学基礎	栄養学総論	2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分野から42単位以上修得すること。 	
		栄養学実習	1			
	応用栄養学	栄養学各論Ⅰ(小児・思春期)	2			
		栄養学各論Ⅱ(成人から老年期)	2			
		運動栄養学	2			
		栄養学各論実習	1			

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
専 門 分 野	栄養教育論	栄養教育論	2	・**を附した科目（選択必修科目）から1科目2単位以上修得すること。		
		栄養教育論実習	1			
		栄養指導論	2			
		栄養指導論実習	1			
		栄養カウンセリング論	2			
	臨床栄養学	臨床栄養学概論	2			
		臨床栄養学各論	2			
		臨床栄養学実習Ⅰ（臨床栄養評価）	1			
		臨床栄養学実習Ⅱ（疾病別食事管理）	1			
		臨床栄養管理Ⅰ	2			
		臨床栄養管理Ⅱ（食事介助を含む）			2	
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ（基礎編）	2			
		公衆栄養学Ⅱ（地域、集団における総合的マネジメント）	2			
		公衆栄養学実習	1			
	給食経営管理論	給食管理	2			
		給食管理実習	1			
		給食経営管理論	2			
	総合演習	管理栄養士活動演習（事前・事後）	1			
		管理栄養士総合演習Ⅰ			1	
		管理栄養士総合演習Ⅱ			1	
	臨地実習	臨地実習Ⅰ（給食の運営）	1			
		臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）	1			
		臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）	1			
		臨地実習Ⅳ（公衆栄養学）			1	
	スキルアッププログラム	くすりと栄養			2	**
		フードデザイン論			2	**
		HACCP管理実践論			2	
		保育と食育			2	**
福祉とボランティア			2			
その他関連科目	食文化論		2			
	人間関係論		2			
	食品分析学		2			
	食品バイオテクノロジー		2			
	基礎分子生物学		2			
	外国文献講読		1			
	卒業研究		6			

別表第5（第12条第3項関係）

こども教育学部こども教育学科 教養教育科目

		授 業 科 目	単位数		備 考	
			必修	選択		
教 養 教 育 科 目	開 講 科 目 全 学 共 通	熊本学		1	・教養教育科目から必修科目含め、20単位以上修得すること。	
		日本伝統文化入門		1		
		数理・データサイエンス・AI入門		1		
	教 養 基 礎	基礎セミナー	1			
		キャリアデザイン	1			
		キャリアトレーニング	1			
		心理学		2		
		音楽		2		
		生命倫理		2		
		日本国憲法	2			
		異文化理解		2		
		女性と社会		2		
		子どもと環境		1		
		人権教育		2		
		保健体育	1			
		体育実技Ⅰ	1			
		体育実技Ⅱ		1		
		食の健康科学		2		
	日本語表現Ⅰ	1				
	日本語表現Ⅱ		2			
	多 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ／ 外 国 語	英語ⅠA		1		英語ⅠAまたはⅠBから選択必修
		英語ⅠB		1		
		英語ⅡA		1		英語ⅡAまたはⅡBから選択必修
		英語ⅡB		1		
		中国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		韓国語Ⅱ		1		
		海外語学研修（英語）		1		
		海外語学研修（中国語）		1		
海外語学研修（韓国語）			1			
I C T 情 報 ・	情報処理Ⅰ	1				
	情報処理Ⅱ	1				
	プレゼンテーション演習		1			

別表第6（第12条第3項関係）

こども教育学部こども教育学科 専門教育科目

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
専 門 教 育 科 目	教 育 ・ 保 育 の 探 求	教育原理	2	・ 専門教育科目から 必修科目含め、104単 位以上修得すること。	
		保育者論	2		
		教育心理学	2		
		保育原理	2		
		保育・教育課程論	2		
		保育 ICT 演習			1
		基礎演習Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究法Ⅰ	1		
		保育・幼児教育研究法Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅰ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅲ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅳ	1		
		卒業研究・卒業論文	1		
	教 育 ・ 保 育 の 知 識 ・ 技 能	保育内容総論	1		
		保育内容 - 健康	1		
		保育内容 - 人間関係	1		
		保育内容 - 環境	1		
		保育内容 - 言葉	1		
		保育内容 - 音楽表現	1		
		保育内容 - 造形表現	1		
		健康の指導法	2		
		人間関係の指導法	2		
		環境の指導法	2		
		言葉の指導法	2		
		表現（音楽）の指導法	1		
		表現（造形）の指導法	1		
		複合領域の指導法Ⅰ		2	
		複合領域の指導法Ⅱ		2	
		教育方法論Ⅰ	2		
		教育方法論Ⅱ		1	
		幼児理解		1	
		教育相談	2		
		音楽基礎	1		
器楽Ⅰ		1			
器楽Ⅱ		1			
器楽Ⅲ		1			
器楽Ⅳ		1			
食育論		2			
子どもの保健		2			
子どもの食と栄養		2			
身体表現		1			
乳児保育Ⅰ		2			

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
専 門 教 育 科 目	教育・保育の知識・技能	乳児保育Ⅱ		1	
		子どもの健康と安全		1	
		基礎演習Ⅰ	1		
		教育実習Ⅰ		1	
		教育実習Ⅱ		3	
		教育実習指導Ⅰ		1	
		教育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習Ⅰ A		2	
		保育実習Ⅰ B		2	
		保育実習指導Ⅰ A		1	
		保育実習指導Ⅰ B		1	
		保育実習Ⅱ		2	
		保育実習Ⅲ		2	
		保育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習指導Ⅲ		1	
		保育・教職実践演習	2		
	子育て支援	子ども家庭福祉		2	
		子ども家庭支援の心理学		2	
		子ども家庭支援論		2	
		子育て支援		1	
	教育・保育の連携・協働	教育社会学	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護Ⅰ		2	
		社会的養護Ⅱ		1	
		保育マネジメント論		2	
		保育における連携・接続		2	
		保育ソーシャルワーク実践演習		1	
	特別な支援を必要とする子どもの理解と援助	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2		
		療育論	2		
		療育論演習		1	
		障害児教育総論	2		
		知的障害児の心理・生理・病理	2		
		肢体不自由児の心理・生理・病理		2	
		病弱児の心理・生理・病理		2	
		知的障害児教育論	2		
		肢体不自由児教育論		2	
		病弱児教育論		2	
		特別支援教育コーディネーター論		2	
		知的障害児の言語指導		2	
		障害児教育課程論		2	
		重複／発達障害児教育総論		2	
		視覚障害児教育総論		2	
		聴覚障害児教育総論		2	
特別支援学校教育実習		2			
特別支援学校教育実習指導		1			

別表第7（第12条第4項関係）

1（削除）

2 生活科学部 教職に関する専門科目（栄養教諭）

科目	科目区分・事項	授業科目	単位数	備考
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論	2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項	食教育実践論	2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理（教育課程を含む。）	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	
道徳、総合的な学習の時間、及び生徒指導、教育相談等の内容に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容※	道徳及び特別活動の指導法	2	※総合的な学習の時間は、教育方法論（総合的な学習の時間を含む。）に含まれる。
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（総合的な学習の時間を含む。）	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習（事前・事後指導を含む。）	2	
	教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2	

3 こども教育学部 教職に関する専門科目（幼稚園教諭）

科目	科目区分・事項	授業科目	単位数	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	保育内容 - 健康	1	開設科目の21単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位16単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		保育内容 - 人間関係	1	
		保育内容 - 環境	1	
		保育内容 - 言葉	1	
		保育内容 - 音楽表現	1	
		保育内容 - 造形表現	1	
		複合領域の指導法Ⅰ	2	
		複合領域の指導法Ⅱ	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	1	
		健康の指導法	2	
		人間関係の指導法	2	
		環境の指導法	2	
		言葉の指導法	2	
		表現（音楽）の指導法	1	
表現（造形）の指導法	1			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	開設科目の12単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位10単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育・教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	教育方法論Ⅰ	2	開設科目の6単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位4単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		教育方法論Ⅱ	1	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習Ⅰ	1	事前事後指導を含む
		教育実習Ⅱ	3	
	教職実践演習	保育・教職実践演習	2	
大学が独自に設定する科目		保育マネジメント論	2	他区分から流用した単位数と合わせて14単位以上の取得が必要。
		保育ICT演習	1	
		療育論	2	
		療育論演習	1	
		保育における連携・接続	2	

4 こども教育学部 教職に関する専門科目（特別支援学校教諭）

科 目	科目区分・事項	授業科目	単位数	備 考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育総論	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
		病弱児の心理・生理・病理	2	
	心身に障害がある幼児、児童及び生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育論	2	
		肢体不自由児教育論	2	
		病弱児教育論	2	
		知的障害児の言語指導	2	
		特別支援教育コーディネーター論	2	
	障害児教育課程論	2		
	免状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児教育総論	2
聴覚障害児教育総論			2	
重複／発達障害児教育総論			2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実習	2		
	特別支援学校教育実習指導	1		

別表第8（第12条第5項関係）

司書に関する科目

	授 業 科 目	単位数	備 考
甲 群	生涯学習概論	2	
	図書館概論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	情報サービス演習（A）	1	
	情報サービス演習（B）	1	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習（A）	1	
	情報資源組織演習（B）	1	
	児童サービス論	2	
乙 群	図書・図書館史	1	
	図書館情報資源特論	1	
	図書館基礎特論	1	
	図書館実習	1	

別表第9（第12条第6項関係）

（削除）

別表第10（第12条第7項関係）

保育士に関する科目

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程			
	系列	教科目	設置 単位数	履修 単位数	教科目	設置 単位数	履修 単位数	
教養科目		外国語（演習）	2以上		英語Ⅰ A又はⅠ B	1	1	
					英語Ⅱ A又はⅡ B	1	1	
		体育（講義）	1	1	保健体育	1	1	
		体育（実技）	1	1	体育実技Ⅰ	1	1	
		その他	6以上			基礎セミナー	1	1
						キャリアデザイン	1	1
						キャリアトレーニング	1	1
						日本国憲法	2	2
						日本語表現Ⅰ	1	1
						情報処理Ⅰ	1	1
				情報処理Ⅱ	1	1		
	教養科目 計		10以上	8以上	教養科目 計	12	8以上	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	2	保育原理	2	2	
		教育原理	2	2	教育原理	2	2	
		子ども家庭福祉	2	2	子ども家庭福祉	2	2	
		社会福祉	2	2	社会福祉	2	2	
		子ども家庭支援論	2	2	子ども家庭支援論	2	2	
		社会的養護Ⅰ	2	2	社会的養護Ⅰ	2	2	
		保育者論	2	2	保育者論	2	2	
			計14	計14		計14	計14	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	2	教育心理学	2	2	
		子ども家庭支援の心理学	2	2	子ども家庭支援の心理学	2	2	
		子どもの理解と援助	1	1	幼児理解	1	1	
		子どもの保健	2	2	子どもの保健	2	2	
		子どもの食と栄養	2	2	子どもの食と栄養	2	2	
			計9	計9		計9	計9	
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	2	保育・教育課程論	2	2	
		保育内容総論	1	1	保育内容総論	1	1	
		保育内容演習	5	5	保育内容－健康	1	1	
					保育内容－人間関係	1	1	
					保育内容－環境	1	1	
					保育内容－言葉	1	1	
				保育内容－音楽表現	1	1		
			保育内容－造形表現	1	1			

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程		
必修科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の理解と方法	4	4	健康の指導法	2	2
					人間関係の指導法	2	2
					環境の指導法	2	2
					言葉の指導法	2	2
					表現（音楽）の指導法	1	1
					表現（造形）の指導法	1	1
		乳児保育Ⅰ	2	2	乳児保育Ⅰ	2	2
		乳児保育Ⅱ	1	1	乳児保育Ⅱ	1	1
		子どもの健康と安全	1	1	子どもの健康と安全	1	1
		障害児保育	2	2	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	2
	社会的養護Ⅱ	1	1	社会的養護Ⅱ	1	1	
	子育て支援	1	1	子育て支援	1	1	
		計20	計20		計27	計27	
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	4	保育実習Ⅰ A	2	2
					保育実習Ⅰ B	2	2
保育実習指導Ⅰ		2	2	保育実習指導Ⅰ A	1	1	
				保育実習指導Ⅰ B	1	1	
総合演習	保育実践演習	2	2	保育・教職実践演習	2	2	
必修科目 計		51	51	必修科目 計	58	58	
選択必修科目	保育に関する科目	15以上	6以上	音楽基礎	1	6以上	
				器楽Ⅰ	1		
				器楽Ⅱ	1		
				器楽Ⅲ	1		
				器楽Ⅳ	1		
				療育論	2		
				療育論演習	1		
				食育論	2		
				保育ソーシャルワーク実践演習	1		
				保育ICT演習	1		
				保育マネジメント論	2		
	保育における連携・接続	2					
	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	
保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1		
選択必修科目 計		18以上	9以上		19	9以上	
合計		79以上	68以上		89	75以上	

別表第11（第51条関係）

その1 入学検定料、入学金

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000円	
大学入学共通テスト利用 入学検定料	15,000円	
入 学 金	220,000円	本学（短期大学部を含む。 以下同じ。）卒業生（見込み を含む。）は半額とする。

その2 休学期の納付金

休 学 期 間	金 額
12ヶ月の場合	40,000円
前期又は後期	20,000円

その3

①現代文化学部及びこども教育学部の授業料及びその他納付金

費 目	金 額	備 考
授 業 料	670,000円	年額（年2回に分納）
施 設 設 備 資 金	220,000円	

②生活科学部の授業料及びその他納付金

費 目	金 額	備 考
授 業 料	750,000円	年額（年2回に分納）
施 設 設 備 資 金	320,000円	
実 験 実 習 料	50,000円	前期に納付

その4 科目等履修生納付金

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	22,000円	本学卒業生は除く
入 学 金	22,000円	
履 修 料	11,000円	1単位当たり

その5 聴講生納付金

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	22,000円	本学卒業生は除く
入 学 金	22,000円	
聴 講 料	11,000円	半期1授業科目につき

(2) 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

現代文化学部文化コミュニケーション学科の入学定員及び収容定員を減じるため。

2. 変更点

第3条（学生定員）

現代文化学部文化コミュニケーション学科の入学定員を75人から65人に変更し、収容定員を300人から260人に変更。併せて、大学全体の入学定員を215人から205人に変更し、収容定員を890人から850人に変更する。

3. 変更の時期

令和8年4月1日

(3) 変更部分の新旧対照表

尚綱大学学則の改正案について

1. 改正の趣旨

- ・現代文化学部の入学定員の減少に伴う第3条（収容定員）の改正を行うもの。

2. 新旧対照表

新旧の比較対照表									
新					旧				
第1条～第2条 (略)					第1条～第2条 (略)				
(収容定員)					(収容定員)				
第3条					第3条				
学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	<u>65人</u>		<u>260人</u>	現代文化学部	文化コミュニケーション学科	<u>75人</u>		<u>300人</u>
生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人	生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人
こども教育学部	こども教育学科	70人	5人	290人	こども教育学部	こども教育学科	70人	5人	290人
計		<u>205人</u>	15人	<u>850人</u>	計		<u>215人</u>	15人	<u>890人</u>
第4条～第75条 (略)					第4条～第75条 (略)				
<u>附 則</u>					<u>(新設)</u>				
<u>1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。</u>									

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【目次】

1. 学則変更（収容定員変更）の内容
 - (1) 学科の概要
 - ア. 沿革
 - イ. 教育方針等
 - ウ. 学びの特色
 - (2) 収容定員変更の内容

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性
 - (1) 定員未充足の背景
 - (2) 財務面の背景（現代文化学部の事業活動収支状況）

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容
 - (1) 教育課程の変更内容
 - ア. 建学の精神、教育理念及び教育研究の目的
 - イ. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ウ. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - エ. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - (2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容
 - (3) 教員組織の変更内容
 - (4) 施設・設備の変更内容

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

(1) 学科の概要

ア. 沿革

尚綱学園は、明治21年（1888年）5月に熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校されたことを起源とする女子総合学園である。その後、明治24年（1891年）10月に済々黌から独立し、尚綱女学校へ改称した。

尚綱大学は、昭和50年（1975年）に開設され、当初は文学部（国文学科・英文学科）のみを有する単科大学として発足した。その後、平成18年（2006年）4月に文学部国文学科及び英文学科を文化言語学部文化言語学科へ、平成30年（2018年）4月に文化言語学部文化言語学科を現代文化学部文化コミュニケーション学科へ改組した。現代文化学部は、前身の文学部発足以降、3,576人の卒業生を社会に輩出した。なお、現代文化学部は、令和3年（2021年）2月に武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパスへ移転した。

現在、尚綱大学は、現代文化学部、生活科学部、こども教育学部の3学部体制で教育研究活動を展開している。

イ. 教育方針等

尚綱大学は、建学の精神のもと、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与し、教育理念及び教育研究の目的として、先進的知識と高度な技能を修得させ、智と徳を兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性の育成を目的としている。

現代文化学部文化コミュニケーション学科では、ディプロマ・ポリシーにおいて、日本語及び外国語の運用力に基づく高度なコミュニケーション力の修得、伝統的及び現代的な日本文化に関する深い知識に基づく調査・分析能力の修得、高度情報化とグローバル化が進行した日本の地域社会・地域文化及び東アジアの社会文化に関する幅広い知見に基づく日本社会・文化に関する諸問題を調査・分析する力の修得を求め、これらの能力を総合的に活用し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できることを目標としてきた。

ウ. 学びの特色

前項の教育方針等に基づき、現行の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目、司書に関する科目により編成する。専門教育科目は、「文芸文化」「情報メディア文化」「日本・東アジア社会文化」「観光文化」の4領域を配置し、学生はこれらのうち2つの領域を組み合わせる構成としている。加えて、専門教育科目には共通実践科目を配置し、協働して問題を解決できる能力の育成を図っている。

また、学生が実社会で活用できる資格取得の支援として、司書課程、日本語教員養成課程、プレゼンテーション実務士、観光実務士、ウェブデザイン実務士及び社会調査士の資格取得のための課程の認定を受けている。

(2) 収容定員変更の内容

尚綱大学は、令和8年度入学生の受入に際し、現代文化学部文化コミュニケーション学科の収容定員を変更するため、以下のとおり学則を改正する。

区 分	変更前【令和7年度】	変更後【令和8年度】	減員数
入学定員	75人	65人	10人
収容定員	300人	260人	40人

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

（1）定員未充足の背景

尚綱学園における重要課題は「収支バランスの改善」であり、第二期中長期計画においても、財務収支の改善を重要課題と捉え、学生・生徒・園児の確保を最優先施策として取り組んできた。

しかし、第二期中長期計画2年目となる令和6年度において、大学の在籍学生数は計画比で62人の不足が発生し、大学・短期大学部の合計在籍学生数は過去10年間における最低の人数まで落ち込んでいる。

現代文化学部文化コミュニケーション学科は、入学者の確保を図るため、まず都市部に位置する九品寺キャンパスへの移転（令和3年2月）を行い、その後も社会的要請に対応した三つのポリシーの見直し・改善を行うなどの教育内容の充実に取り組んできたが、令和7年度（令和7年5月1日現在）の収容定員充足率は56.7%となり、定員未充足の状態が継続している。

（2）財務面の背景（現代文化学部文化コミュニケーション学科の事業活動収支状況）

現代文化学部文化コミュニケーション学科は、部門別収支において赤字を計上しており、過去5年間の事業活動収支報告において、いずれの年度もマイナスで推移している。

（令和6年度決算における損益ベースの分岐点学生数280人に対し現員数で84人不足）

これらのことから、財務上の収支の均衡を図り、実現可能かつ採算を確保できる入学定員として、現代文化学部の定員を75人から65人（△10人）に削減する。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

現行の教育課程においては、4つの専門領域から2つを選択し、幅広い教養を身につけることで多様化する社会において活躍する人材育成を目指している。一方で、令和8年度入学生からは、人文学を学修基盤とした上で、データサイエンスの知識と技能を融合した日本文芸文化とコンテンツ文化の教育課程を編成する。新たな教育課程においては、深い洞察と理論的・歴史的・概念的な人文学的な能力にデータ分析能力を身につけることで、現代的な文化現象に対する知見を創出し、現代社会の課題解決に主体的に取り組む能力を備えた人材育成を目指す。

また、教養教育科目にプログラミングを含むデータサイエンス科目を導入して、教養教育を充実させるとともに、共通実践科目に「コンテンツ制作論」「イベント企画論」といった科目を導入することで、従来から重視している社会との接続をより強固にする。さらに、日本文芸文化に「デジタル人文学」、コンテンツ文化に「SNS データ分析」「AI とコンテンツ」などの授業科目を導入することで、従来の文化研究に加えて、最新の情報技術を用いた分析・発信能力を養い、教育の質の一層の向上を図るものである。

ア. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育内容の充実を図るため、以下のディプロマ・ポリシーを定め、人文学の学修基盤にデータサイエンスの知識と技能を活用することで、現代社会の課題解決に主体的に取り組む能力を有する人材を育成する。

ディプロマ・ポリシー

現代文化学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「学士（文学）」の学位を授与する。

1. データサイエンスの知識と技能を活用し、地域社会と連携しながら、グローバル化が進行する現代社会における多様な課題に取り組み、その解決と持続可能な発展に貢献する能力を修得している。
2. 人文学領域において豊かな知識と深い洞察力を備え、現代のコンテンツ文化を体系的に理解し、探求する能力を修得している。
3. 日本の文芸文化を基盤に多様な文化への理解を深め、異文化間の交流を促進し、広い視野で日本文化を体系的に理解し、探求する能力を修得している。
4. 現代社会における情報を収集・分析・発信するための情報メディアリテラシーを修得し、適切なコミュニケーションを実現しつつ、ビジネスや行政の場で協働し課題を解決できる能力を修得している。

イ. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

現代文化学部文化コミュニケーション学科のカリキュラム・ポリシーについても、新たなディプロマ・ポリシーに基づき、人文学の学修基盤にデータサイエンスの知識と技能を活用できる能力を身につけるための教育課程を編成・実施する。

カリキュラム・ポリシー

現代文化学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下のような方針でカリキュラムを編成する。

1. 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的な思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の修得に必要な基礎学力をつけるための科目を配置する。

2. 幅広く教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置し、高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目を専門導入科目領域から段階的、系統的に展開する。
3. データサイエンスの知識と技能を学修するとともに、地域と連携しながら、グローバル化が進行する現代社会における課題を解決する力を養成するため、専門教育科目に共通実践科目領域を配置する。
4. 学生が自ら選択した研究対象に基づき、主体的な学修体系のもと探求を深め、創造的な学修手法を修得するため、専門教育科目にコンテンツ文化と日本文芸文化を設ける。
5. 専門教育科目に実践外国語科目領域を配置し、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を育成する。
6. 大学の学修の集大成として多面的な見方から文化を分析する能力を育成するため、卒業研究を必修とする。

ウ. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

教育内容の充実に向け、人文学を学修基盤としてデータサイエンスの知識と技能を活用して、課題解決に挑む意欲のある学生を求めている。

アドミッション・ポリシー

尚綱大学は、尚綱学園の建学の精神及び大学の理念を理解し尊重する学生を求める。現代文化学部は、これからの社会において不可欠とされるデータサイエンスの知識と技能を基盤に文化研究や日本語・日本文学などの人文学領域を学び、現代社会におけるさまざまな課題に取り組むことを目指し、次のような学生を求める。

1. データサイエンスの力を活用して、地域と連携しながら、グローバル化が進行する現代社会の課題を解決し、その発展に貢献したい人。
2. 現代的なコンテンツ文化に興味を持ち、探求しようとする意欲を持つ人。
3. 広い視野から日本文学・日本文化・日本語の学びを探求しようとする意欲を持つ人。
4. デジタル技術と情報メディアを利用し、より良いコミュニケーションを実現したい人。

入学を希望する人には、高等学校等において、国語・英語を中心とした基礎学力（知識・思考力・判断力・表現力）を習得し、高等学校等における活動などを通じて主体的かつ協働して物事に取り組む力を身につけていることを望みます。これらに関する能力は、入学後の講義、演習等において、問題解決力及びアクティブ・ラーニングにおいてさまざまな課題を教員・他の学生と協働して探求・解決する力を本格的に育成するために必要となります。

入学者の選抜方法として、一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入学選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜及び外国にルーツを持つ生徒対象選抜を採用し、上記のような能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価します。

一般選抜では、国語、英語の記述式試験、調査書及び自己申告書において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。英語について、4技能（聞く・読む・話す・書く）を測る外部検定試験を利用する場合は、記述式試験の得点と比較し、高得点の方を採用します。

一般選抜（総合問題）では、小論文を含む総合的な記述式試験及び調査書において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

大学入学共通テスト利用型選抜では、国語、外国語、情報 I から 2 科目及び調査書において知識・技能、思考力・判断力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

学校推薦型選抜では、小論文、調査書、推薦書及び面接において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

総合型選抜では、体験授業等、面接、自己申告書等及び調査書において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

総合型選抜（自己推薦型）では、自己推薦書、面接及び調査書等において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

編入学選抜では、小論文及び面接において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等を総合的に評価し選抜します。

社会人選抜では、2年以上の社会人経験を有する方を対象に、小論文及び面接において知識・技能、思考力・判断力・表現力及び基礎学力と共に社会人としての経験や実績に基づき多様な人々と主体的に協働して学ぶ力を総合的に評価し選抜します。

外国人留学生選抜では、作文及び面接において基礎的な日本語能力及び日本で学習する意欲等を総合的に評価し選抜します。

外国にルーツを持つ生徒対象選抜では、自己申告書及び面接において基礎的な日本語能力を、調査書において知識・技能、学習する意欲等を総合的に評価し選抜します。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

ア. 教育方法

現代文化学部文化コミュニケーション学科での教育方法については、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか、又はこれらの併用により行い、また多様なメディアを利用し行う。また、実施方法においては、オープン・データや教育リソースを活用しつつ、アクティブ・ラーニングやハイブリッド型授業を取り入れ、学生の能動的な学修を促す。教育方法の点検・評価にあたっては、これまで同様に定期的実施している授業改善アンケート、FD 研修会、オープンクラス・ウィーク（教員による授業参観）を行い、教育の適切な実施状況等の把握と必要に応じた教授法の改善に取り組む体制を整えることで、これまでと同等以上の内容を担保している。

イ. 履修指導方法

現代文化学部文化コミュニケーション学科での履修指導体制については、教員と職員が教職協働で、学生一人ひとりに対するきめ細かい支援を継続して実施する。

履修指導については、初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとのオリエンテーションにおいて、履修規程や卒業要件、進級要件を学生に説明し、理解を促すことで周知徹底を図っている。また、授業を欠席した学生に対しても、Google Classroom 等を活用した情報提供により、随時必要な情報が取得できる仕組みを整備しているため、欠席時の授業内容の確認や授業と事前・事後学修の円滑な学修を維持するように努める。

さらに、社会的な需要が見込める IT パスポートや情報セキュリティマネジメントなどの資格取得に対応できるように整備を進める。既存の司書、日本語教師、社会調査士、ウェブデザイン実務士といった取得可能な資格を活用した、個々の学生のキャリア形成に合わせた指導を一層充実させる。これにより、キャリア支援と学修指導の連携を強化し、同等以上の効果を継続的に担保していく。

(3) 教員組織の内容

令和 7 年 5 月 1 日現在、現代文化学部の専任教員数は 17 人（教授 6 人、准教授 7 人、講師 1 人、助教 3 人）である。変更前の収容定員に基づく S/T 比率は 17.6% であり、変更後の収容定員に基づく S/T 比率は 15.3% である。教員組織の規模を適切に維持することで、教員組織の質の担保を継続していく。また、尚絨地域連携推進センター、グローバル化推進センター等の全学的なセンター組織と教員組織及び各部署と連携を強化することで、教育研究活動の支援を担保していく。

(4) 施設・設備の内容

本学では、令和 3 年（2021 年）1 月に竣工した大学 7 号館を現代文化学部文化コミュニケーション学科の主要講義棟として、同年 2 月に武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパ

スへ移転した。両キャンパスにおいて、教育研究上の目的の達成に必要な校地、校舎、図書館、情報処理教室などの施設・設備を整備し、適切に管理運営している。また、社会的要請や学生からの意見・要望等を踏まえて、無線 LAN 環境の充実や施設のバリアフリー化なども進めるとともに、両キャンパスを結ぶ基幹ネットワークを構築することで、ICT 環境の整備・運用を行っている。

現行の定員においても、既存の施設・設備の規模は十分な収容環境であり、変更後は収容定員が減ることから同様の環境は十分に担保されている。特に、データサイエンスや情報メディアに関する教育は、整備済みの無線 LAN 環境や IT インフラストラクチャーを活用して実施することで、学生一人当たりの利用可能スペースや設備が向上し、同等以上の快適な学修環境を確保できるようにしている。

学生の確保の見通し等

1. 収容定員を変更する組織の概要

- ①収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）
- ②収容定員を変更する組織の特色

2. 人材需要の社会的な動向等

- ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析
- ②中長期的な 18 歳人口入学対象人口の全国的、地域的動向の分析
- ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
- ④既設組織の定員充足の状況

3. 学生確保の見通し

- ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
 - ア. 既設組織における取組とその目標
 - イ. 収容定員を変更する組織における取組とその目標
 - ウ. 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数
- ②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）
 - ア. 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性
 - イ. 競合校の入学志願動向等
 - ウ. 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）
 - エ. 学生納付金等の金額設定の理由

1. 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

区分	変更前（令和7年度）	変更後（令和8年度）	減員数
名称	尚綱大学現代文化学部 文化コミュニケーション学科	尚綱大学現代文化学部 文化コミュニケーション学科	-
入学定員	75人	65人	10人
編入学定員	若干人	若干人	0人
収容定員	300人	260人	40人
所在地	熊本県熊本市中央区九品寺 2丁目6番78号	熊本県熊本市中央区九品寺 2丁目6番78号	-

尚綱大学における入学者の推移

ア. 現代文化学部文化コミュニケーション学科

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	75	75	75	75	75
志願者数	90	79	81	67	54
受験者数	90	79	78	66	54
合格者数	90	79	78	65	54
入学者数	55	42	52	42	34
うち熊本県内高校出身者	(50)	(35)	(47)	(38)	(29)
入学定員充足率	73.3%	56.0%	69.3%	56.0%	45.3%
収容定員充足率	56.3%	60.0%	65.3%	65.3%	56.7%

イ. 生活科学部

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	70	70	70	70	70
志願者数	142	113	94	105	125
受験者数	141	112	93	104	122
合格者数	94	103	82	98	110
入学者数	68	66	56	65	73
うち熊本県内高校出身者	(67)	(62)	(53)	(59)	(68)
入学定員充足率	97.1%	94.3%	80.0%	92.9%	104.3%
収容定員充足率	104.7%	99.7%	94.7%	92.3%	89.7%

ウ. こども教育学部

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	-	-	70	70	70
志願者数	-	-	27	53	47
受験者数	-	-	27	51	47
合格者数	-	-	27	50	47
入学者数	-	-	20	40	37
うち熊本県内高校出身者	-	-	(18)	(39)	(37)
入学定員充足率	-	-	28.6%	57.1%	52.9%
収容定員充足率	-	-	28.6%	42.9%	47.9%

②収容定員を変更する組織の特色

現代文化学部文化コミュニケーション学科は、高度情報化とグローバル化が進行する現代社会の多様な課題の解決に対応できる人材を育成することを目的とする。人文学的知見とデータサイエンスの視点を融合させた教育プログラムを基盤とし、社会で即戦力となる実践的能力を備えた人材を輩出することを目指している。

2. 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

情報化の加速により大学においては社会の要請に応じ、数理・データサイエンス・AI教育プログラム等の教育の充実が求められている。このような環境下、人文学の学修基盤とデータサイエンスの知識と技能を活用する能力を持つ人材に対する地域的、社会的な需要は旺盛なものとする。

②中長期的な18歳人口入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

長期的には18歳人口の減少傾向は継続しているが、本学入学者の9割以上が熊本県内出身者であることを踏まえ、地域（熊本県内）における動向を中心に分析する。

熊本県内の受験年齢の人口（18歳・女性）は、令和6年の7,560人から令和8年には8,050人まで増加すると見込まれている。令和9年以降は漸減傾向となるが、令和15年までの受験年齢の人口は、現在より多い状況が継続する。本学は人口動向が比較的安定している期間（令和15年までの9年間）に適正な学生数への対応を図るなど、経営基盤の強化に取り組む。

地域的動向では、台湾の大手半導体メーカーや情報関連等の企業進出が進展していることから、企業や研究機関、また自治体等との連携や社会的要請に適切に対応できる大学（学部）造り、教育の質保証を伴った学部運営を図る。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

現代文化学部文化コミュニケーション学科の主な学生募集地域は、所在地である熊本県を中心としている。令和7年度入学者の出身校県別では、熊本県からの入学者は34人中29人(85.2%)であることから、学生募集においては、この地域性を踏まえ熊本県内及び近隣県を中心に募集活動を行う。

④既設組織の定員充足の状況

現代文化学部文化コミュニケーション学科は、直近の定員充足率が低迷しており、令和7年度の入学定員充足率が45.3%、収容定員充足率が56.7%と、定員未充足の状態にある。

定員充足の状況（現代文化学部文化コミュニケーション学科）

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	75	75	75	75	75
志願者数	90	79	81	67	54
受験者数	90	79	78	66	54
合格者数	90	79	78	65	54
入学者数	55	42	52	42	34
うち熊本県内高校出身者	(50)	(35)	(47)	(38)	(29)
入学定員充足率	73.3%	56.0%	69.3%	56.0%	45.3%
収容定員充足率	56.3%	60.0%	65.3%	65.3%	56.7%

定員設定の合理性

この定員未充足の現状を打開するため、以下の合理性に基づき、現代文化学部の入学定員を65人に設定した。

1. 財務的な実現可能性の確保

定員を75人から65人に削減することで、損益分岐を踏まえた上で、採算を確保できる現実的な学生数を設定した。

2. 教育の質の明確化と競争力の確立

定員削減と同時に、教育内容の充実を図り、人文学の学修基盤の上に社会が強く求めるデータサイエンスの知識と技能を活用する能力の育成を教育の核とする。これらの取組により、高度情報化社会に貢献できる専門性を有する人材を輩出する。また、入学定員を65人とすることで、教員による一層のきめ細かな教育研究指導が可能となり、教育の質保証を高めるとともに、定員充足率の向上を図り、競争力の確立を図る。

3. 社会からの評価の獲得

情報リテラシーやデータ分析能力を備えた人材に対する高校現場や企業からの評価については肯定的な評価を得ており、定員充足率の改善に繋がるものとする。

3. 学生確保の見通し

現代文化学部文化コミュニケーション学科は、過去 5 年間、入学定員充足率が低迷しており、令和 7 年度は 45.3%と厳しい状況にある。

令和 8 年度以降は、現代文化学部の入学定員を 75 人から 65 人に削減し学生募集活動を実施する。また、教育内容の充実を図り、社会のニーズに対応可能な教育環境を整備する。これらの取組を着実に実施することにより、入学定員 65 人に見合った学生確保が見込まれる。

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア. 既設組織における取組とその目標

学生募集活動として、オープンキャンパス、高校訪問、進学ガイダンスの実施、大学独自の奨学金新設など、様々な PR 活動を実施している。特に令和 7 年度のオープンキャンパスでは、SNS を活用した広報戦略の結果、延べ参加人数が前年比 23.3% 増加（754 人から 930 人へ）しており、早期における定員の充足を目標としている。

イ. 収容定員を変更する組織における取組とその目標

現代文化学部文化コミュニケーション学科は定員充足を確実にするため、以下の具体的な取組を実施する。

1. 教育内容の充実に向けた目標の明確化

- ・令和 8 年度から、人文学とデータサイエンスを接続する教育課程を編成し、IT パスポートや情報セキュリティマネジメントなどの資格取得に対応する科目を体系的に配置し、実社会のニーズに応える。
- ・文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を目指す。

2. 広報戦略の強化と実績

- ・令和 7 年 4 月に学園本部に広報課を新設し、大学・短期大学部の学生募集広報・宣伝に力を入れた。
- ・SNS や様々な広報媒体を積極的に活用した結果、令和 7 年度オープンキャンパスの延べ参加人数は 930 人となり、前年（754 人）に比べ 23.3% 増加していることから本学に対する関心が高まっていることを示すものと考えられる。

3. 経済的支援の強化

- ・大学独自の奨学金制度を新設し、受験生や在学生の経済的支援を強化している。

目標

これらの取り組みにより、入学定員を充足させ、収支バランスの改善を図ることを目標とする。

ウ. 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

現代文化学部文化コミュニケーション学科では、広報活動を強化したにもかかわらず定員充足率の改善は果たせなかったが、広報活動の一部に有効性が確認できた。教育内容の見直しは、現場や企業から肯定的な評価を得ており、この肯定的な評価を基に、学生確保を見込んでいる。

項目	入学定員	目標充足率	見込み入学者数
尚綱大学現代文化学部 文化コミュニケーション学科	65人	90.0%	59人

②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

競合校として、熊本県立大学文学部日本語日本文学科と九州ルーテル学院大学人文学部を選定し、分析する。

観 点	熊本県立大学文学部 日本語日本文学科	九州ルーテル学院大学 人文学部
選定理由	所在地の類似性、学問分野の類似性（日本語、日本文学）。	学校種の類似性（私立）、所在地の類似性、教育内容の方向性における類似性（AI データサイエンスの配置）。
教育内容と方法	日本語学・日本文学・日本語教育を体系的に深く学ぶ。伝統的な人文学教育に重点を置く。	心理臨床、児童教育など幅広い人文学領域。AI データサイエンスを副専攻プログラムとして提供する。
優位性	-	データサイエンスは副専攻であり、本学のように人文学との融合を核とした体系的な教育構成ではない。

イ. 競合校の入学志願動向等

競合校は、直近3年間においていずれも定員を充足している。これは、熊本地域において人文科学系の学問への進学需要が依然として存在することを示唆する。

熊本県立大学文学部日本語日本文学科

(単位：人)

年度	募集人員(A)	志願者数	入学者数(B)	定員充足状況 (B/A)
令和5年度	30	173	37	充足 (123.3%)
令和6年度	30	163	48	充足 (160.0%)
令和7年度	30	173	40	充足 (133.3%)

年度	募集人員(A)	志願者数	入学者数(B)	定員充足状況 (B/A)
令和6年度	150	440	171	充足 (114.0%)
令和7年度	150	449	192	充足 (128.0%)

収容定員を変更する組織が定員を充足できる根拠

定員充足の根拠は、以下の点に基づき、競合校が定員を充足している市場において、本学の優位性が明確な新しい価値を提供できることにある。

1. 教育内容の独自性：人文科学的知見を深めつつ、データサイエンスの知識と技術を体系的に修得できる教育プログラムは、近隣の大学にはない優位性である。
2. 需要への合致：データ分析能力と人文的洞察力を併せ持つ人材は、企業や現場から肯定的な評価を得ており、社会の需要に合致している。
3. 適切な定員規模：定員削減により、教育の質の確保と少人数指導を維持し、削減後の定員（65人）の充足を可能にする。

エ. 学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金（入学金、授業料等）の額は、教育研究活動の継続に必要な経費（人件費、教育研究費、管理経費等）を賄うための財務計画に基づき設定している。定員削減と教育内容の充実により向上する教育の質を担保するために必要な資源配分を行い、適正な負担水準を維持する。

学生に対する経済的な支援としては、大学独自の奨学金制度を整備し、修学困難の防止や学修継続への意欲向上に努めている。令和7年度においては、入学者の20.5%が「二世帯・三世帯入学奨学金制度」「姉妹入学金減免制度」「併設校入学奨学金」などの大学独自の制度を利用している。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学 長	ヤマガタ ユリコ 山縣 ゆり子 <令和2年4月>	73 (高)	博士		尚綱大学・尚綱大学短期大学部 学長 (令和2年4月)